

報道機関各位

2009年6月25日

## 職務発明対価請求控訴審判決についてのコメント

ブラザー工業株式会社  
常務執行役員  
広報・総務部長 長谷川 友之

ブラザー工業株式会社（社長：小池利和）の元社員ら（二名）による「職務発明」に対する相当対価請求訴訟について、本日、知的財産高等裁判所において控訴審判決があり、二名に対し合計で約5600万円の支払を命じる判決が下されました。本判決においては、特許法35条に基づく「更に支払うべき対価は存在しない」との当社の見解が斥けられたもので、当社としては承服しかねる内容です。

当社といたしましては、今後判決内容を精査し上告することを含めて対応を検討いたします。

以上

---

---

### <報道関係 お問い合わせ先>

ブラザー工業（株） 広報・総務部 広報 IR グループ 本号

TEL : 052-824-2072 FAX : 052-811-6826 E-mail : kouhou@brother.co.jp